

「平成24年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員の意見・提言

番号	A-1	担当課	生活文化課
事務事業名	男女平等推進センター管理事業		

※1人の仕分け市民委員から2つの判定結果が出ているものは、0.5としています。

判定区分													
(仕分け市民委員数はA班5名、B班5名)													
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市(改善有)	7	東久留米市(現行通り)
0		0		0		0		0		4.5		0.5	

仕分け委員 意見・提言

委員・・・6東久留米市(改善有)①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
⑦その他(場所不適切、市庁舎へ)
○男女平等推進センターを日常的に市民・職員の目にふれる場所(庁舎の1階)に移設し、市民・職員一体となって取組む必要があります。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他
○男女平等推進の理念の重要性は理解できる。関連事業を含めると年間3,400万円以上の税投入は余りにも過大だ。市民に対する認知度も低く、この事業の有効性、効率性に疑問。
○事業内容、事業実施方法等を再構築してコスト削減と効率化を図る。○男女平等推進センター施設を庁舎内に移転してコストを削減する。○男女平等推進に特化した事業に重点化する。
○男女平等参画の達成率の向上と実効性を高めるために市の男女平等推進の条例の中に目標数値を明記してはどうか。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他(センターを市庁舎に移すべき)
○現在の場所は、イトーヨーカドーのななめ前で、イトーヨーカドーから、センターに入るのが容易に見られ入り難いとの声あり。センターを市庁舎の3F~7Fに移すことで、市庁舎は、不特定多数の人の出入りがあり、センターに行き易くなり、又市民への知名度もアップする。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他
○設置場所は不適切であるから、速やかに現契約を解約し、市所有施設への早急な移転を望む。
○市財政逼迫の折、担当職員は施設の自己完結性のみを求めないで、少しは経費削減に努めるべきである。

委員・・・6東久留米市(改善有)①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
7東久留米市(現行通り)②事業規模を拡大すべき
○相談者、特に緊急を要する場合は、センター機能のみならず子育て支援課や福祉関連担当部課に近い方が良いのではないかと。そこから、センター等の設置場所を検討できるのではないかと。
○事業の拡大すべきだが、市民の意識を高める工夫が必要。
○緊急避難等の場合、センターのみならず地区センター等にもそのシステム作りが必要ではないかと。

担当課の考え方

市では、平成23年3月に6年間を計画期間とした第2次男女平等推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、市の取り組みの方向性を定めるとともに、目標を掲げ、着実に取り組みを進めています。なかでも、推進拠点施設としての男女平等推進センターの充実・強化は欠かせないものであり、男女共同参画に関するすべての機能を併せ持っている市内唯一の施設として、現在の形態での設置が望ましいと考えます。しかしながら、認知度が低く、男女共同参画の意義や重要性、取り組みが広まらないという現状認識に立ち、推進体制や施策の在り方などを不断に見直していく必要があると考えます。第2次男女平等推進プランに基づき、男女共同参画推進の基幹的役割を果たすために、一過性ではない男女共同参画に特化した事業を実施し、効率的な運営と経費削減に努めるとともに、男女共同参画を身近なものとし、地域における実践的な活動の連携・協働・ネットワークの場として、様々な市民の方からのご意見も踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進センターの在り方について検討していきます。